

支部運営審議会の報告

令和2年度第1回公立学校共済組合 東京支部運営審議会について

第1回公立学校共済組合東京支部運営審議会は新型コロナウイルス感染症
予防のため書面開催にて行われ、承認されました。

●審議事項

令和元年度公立学校共済組合東京支部決算
(業務・保健・貸付各経理)

支部運営審議会とは、支部の所掌する事務に関する重要事項を審議する場です。
公立学校共済組合運営規則では、支部の所掌事務のうち、①毎事業年度の事業計画ならびに予算および決算、②重要な財産の処分および重大な債務の負担、③福祉事業に関する細則の作成および変更は支部運営審議会の議を経なければならないとされています。これらの事項以外にも、支部長の諮問に応じて、所掌事務に関する重要事項を調査審議したり、必要な事項について支部長に建議することができます。



承認された審議事項の詳細については、P12、13「令和元年度決算のあらまし」をご覧ください。

問合せ先

福利厚生課管理担当

☎03-5320-6812